

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-1-2
処分の種類	届出製造時業者又は届出修理事業者に対する改善命令			
根拠法令条例等・条項	計量法第48条			
処分の概要	特定計量器の修理をした届出製造時業者又は届出修理事業者が基準に従った検査を行っていない場合の改善命令			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>○計量法第48条 経済産業大臣又は都道府県知事は、届出製造時業者又は届出修理事業者が前条の経済産業省令で定める基準に従って特定計量器の検査を行っていないと認めるときは、当該特定計量器の適正な品質を確保するために必要があると認めるときは、その届出製造時業者又は届出修理事業者に対し、当該特定計量器の検査のための器具、機械若しくは装置の改善又はその検査の方法の改善に関し、必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>○計量法47条 届出製造時業者又は届出修理事業者は、特定計量器の修理をしたときは、経済産業省令で定める基準に従って、当該特定計量器の検査を行わなければならない。</p> <p>○計量法施行規則第13条(同規則第8条に定める検査の基準の準用)</p>			
基準の制定根拠	—			